

令和6年度

日本脳炎ワクチンのご案内

これまで北海道では「日本脳炎の予防接種を行う必要がない区域」として指定されてきました。しかし、道民の方が道外・海外に行き来する機会が増えていることや、道内においてもわずかではありますが感染の可能性があることなどから、東川町でも平成28年4月1日から日本脳炎の予防接種を行っています。

～日本脳炎ってどんな病気？～

日本脳炎とはウイルスを持つ蚊が人を刺すことによって感染する病気です。症状が現れる場合、数日間の高熱、頭痛、嘔吐から始まり、光への過敏症や意識障害、痙攣等の中枢神経系障害を引き起こします。万が一脳炎を引き起こした場合 20～40%が死に至りますが、ほとんどが無症状に終わるといわれています。現在北海道には日本脳炎のウイルスを持つ蚊は生息していないといわれており、これまで道内の発症者は0人ですが、わずかながら北海道での感染の可能性もあるとされています。

接種医療機関

- ◆東川町立診療所（東町1丁目14番1号）
- ◆実施日時・・・火・木・金（13:00～16:30）要予約
- ◆予約先・・・東川町立診療所 ☎82-2101（土・日・祝日を除く3日前までにお申込みください）
東川町アプリでも予約できます。

接種料金

- ◆無料（接種当日、東川町に住民票がある方）
- ※東川町立診療所以外で接種を希望される方は事前に手続きが必要になりますので必ず保健福祉課保健指室（☎82-2111）へご相談ください。
- ※手続きをせず東川町立診療所以外で接種を受けた場合、または接種対象年齢を過ぎてから接種を受けた場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

持ち物

- ◆母子手帳（必ずお持ちください。）
- ◆住所の確認が出来るもの（子ども医療費受給者証・健康保険証・個人番号カード・運転免許証）

接種に同伴しない保護者の方へ（13歳以上16歳未満）

保護者の方は記載されている内容をよく読み、十分理解し納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種することを決定した場合は、予診票を確実に記入し保護者自署欄に署名してください。

＜署名がなければお子様だけの接種を行うことはできませんのでご注意ください。＞

※予診票は、東川町立診療所、役場 保健福祉課にあります。

定期対象者について

対象年齢と接種間隔 《 》内は、接種可能年齢です。

第1期：標準接種年齢では初回接種は3歳～4歳の間、追加接種は4歳～5歳の間

《生後6か月～生後7歳半（7歳6か月）未満》

初回接種・・・6日～28日以上の間隔をおいて2回接種

追加接種・・・初回（2回目）接種後、6か月～1年以上の間隔をおいて1回接種

第2期：標準接種年齢では9歳～10歳の間《9歳～13歳未満》

第1期追加接種後、おおむね5年（～10年）経過してから1回接種

※第1期の接種は生後6か月から可能ですが、標準接種年齢での接種をお勧めしています。

標準接種年齢以外で接種をする際は、医師とよく相談して接種しましょう。

平成21年10月1日までの間に生まれた13歳未満の方（特例措置対象者）

この要件は特例措置になりますので、生後7歳半までに1期接種を完了できなかった方は、残り回数分を9歳に達してから13歳に達するまでの間に接種することができます。

○9歳以上の方は、13歳に達するまでの間に、1回目から2回目は6日以上（標準的には6日～28日
2回目から3回目は6か月以上（標準的には概ね1年）、3回目から4回目は6日以上（概ね5年の間
をあけることが望ましい）の接種間隔により接種。

ご注意～13歳を超えた場合は定期接種の対象外となります。

平成19年4月1日までの間に生まれた方で20歳未満の方（特例措置対象者）

この要件も特例措置になりますので、年齢に関わらず20歳に達するまでの間に1期と2期の計4回接種が可能です。

○1回目から2回目は6日以上（標準的には6日～28日）、2回目から3回目は6か月以上（標準的には概ね1年）、3回目から4回目は6日以上（概ね5年の間隔をあけることが望ましい）の接種間隔により接種。

ご注意～20歳の誕生日以降は定期接種の対象外となります。

お問い合わせ先 ～ 東川町役場 保健福祉課 保健指導室 82-2111